

指 名 停 止 情 報

大和ハウス工業 株式会社 大阪府大阪市北区梅田 3 - 3 - 5

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第13号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和 4 年 1 月 26 日 ～ 令和 4 年 4 月 25 日 (3 ヶ月間)

2 指名停止の理由

大和ハウス工業株式会社は建設業法第15条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため、令和 3 年 11 月 17 日、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第 1 項の規定に基づく指示及び同法同条第 3 項の規定に基づく 22 日間の営業停止処分を受けた

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号)別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第 13 号(建設業法違反行為)に該当するため。